平成２３年（フ）第３３４３号
札幌市北区屯田８条11丁目５番12号
債務者　水橋奈央子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４６５号
札幌市西区八軒１条西１丁目１番２―605号
債務者　矢口　　晶（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４７３号
札幌市西区発寒14条２丁目１番15―102号
債務者　的場　勇樹
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５３４号
札幌市北区篠路町上篠路263番地35
債務者　永澤　美和
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５８３号
札幌市東区北35条東２丁目６番５号　サンゴコーポラス102
債務者　渡部真佐子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６０５号
札幌市北区麻生町２丁目２番19号　スカイパーク麻生Ⅰ―101号
債務者　川原　大揮
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５号
北海道石狩市浜益区送毛32番地２
債務者　木村　岩雄
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３号
札幌市南区真駒内東町１丁目４番30号　セブンハイツ203号
債務者　丹尾　　彰
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９号
札幌市豊平区豊平３条２丁目２番７―902号
債務者　菅　佳代子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０号
北海道千歳市寿２丁目12番４号
債務者　信成　美夢（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１号
札幌市中央区南15条西12丁目３番27号　シャルムエルシェイク101号
債務者　石塚　浩晃
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２号
札幌市中央区南15条西12丁目３番27号　シャルムエルシェイク101号
債務者　石塚　深雪（旧姓上）
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１号
山形県酒田市坂野辺新田字東狢山603番地の２、前住所山形県酒田市亀ケ崎２丁目２番９号
債務者　和島　　晃
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第２１号
群馬県高崎市吉井町多比良3791番地１
債務者　武藤　和代
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第８号
千葉県東金市求名632番地４　ユニハイツＥ―209
債務者　荒井　宏道
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１００号
新潟県三条市曲渕２丁目20番41号
債務者　小浦方　強
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第４号
新潟県三条市石上３丁目７番20号
債務者　稲田　孝治
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
新潟地方裁判所三条支部